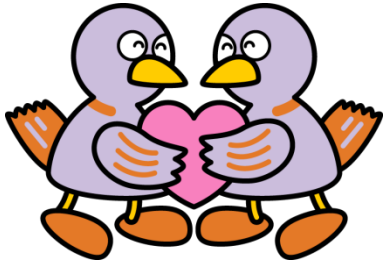


埼玉県共生社会づくり条例

～埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例～



埼玉県のマスコット「コバトン」

「共生社会」とは

平成28年
4月1日施行

障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会のことです。

共生社会づくり条例の概要：基本理念と県の責務・県民等の責務

【基本理念】

障害を理由とする差別を解消するとともに、障害のある人もない人も共生する社会の実現を目的とするものです。

【県の責務】

共生社会の推進に関して必要な施策を講じます。

【県民及び地域活動団体の責務】

障害及び障害者並びに共生社会に関する理解を深めるように努めます。

【事業者の責務】

県民などの責務に加え、社会的障壁の除去についての配慮をしなければなりません。

【差別の禁止】

何人も、障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはなりません。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	禁止	法的義務
民間事業者（個人事業者、NPO等を含みます。）	禁止	法的義務 ※令和6年4月1日から法的義務となりました。

不当な差別的取扱い...正当な理由なく障害があることを理由にサービスなどの提供を拒否したり、障害のない人には付けない条件を付けたりすること。

合理的配慮の提供.....障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

共生社会づくり条例の概要：共生社会実現のための施策

【社会参加の促進】

県は、**地域社会等における活動を通じた障害者の社会参加の促進**のため、必要な施策を講じます。

【教育の推進】

県は、学校において、児童及び生徒が障害及び障害者並びに共生社会に関する**正しい知識を持つための教育が行われる**よう努めます。

県は、共生社会の推進に果たすべき教育の役割の重要性に鑑み、**障害者が障害者でない者と共に学び、必要な教育を受けることができる**よう、教育の支援体制の整備及び充実に努めます。

【意思疎通の手段の確保】

県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、**並びに他人との意思疎通を図ることができる**よう、障害者の**意思疎通を仲介する者の養成**等必要な施策を講じます。

県は、**災害その他非常の事態の場合に**、障害者に対しその安全を確保するため、**必要な情報が迅速かつ的確に伝えられる**よう必要な施策を講じます。

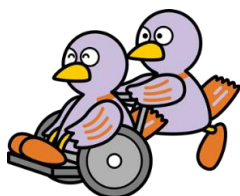
【就労の促進等】

県は、共生社会の実現に向けて、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者が**その能力に応じて適切な職業に従事することができる**ようにするため、障害者の**多様な就労の機会の拡大**に必要な施策を講じます。

合理的配慮の提供例

車いす利用の方

段差などがある場合は、本人の希望を聞いた上で誘導や介助を行います。



聴覚に障害のある方

筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をします。



障害者差別に関する相談窓口

まずは市町村の相談窓口にご相談ください。
また、県でも広域専門相談員による相談窓口を設置しています。

■ 埼玉県障害者差別解消相談窓口

(社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター)

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

TEL : 048-822-1297 FAX : 048-822-1406 E-Mail : skenri@fukushi-saitama.or.jp

受付 : 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで (祝日、年末年始を除く)



埼玉県のマスコット
「さいたまっち」